

社会福祉法人かど福祉会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人かど福祉会(以下「法人」という。)の理事、監事及び評議員(以下「役員」という。)の報酬の支給について定めることを目的とする。

(報酬の種類)

第2条 役員の報酬は、常勤の役員については報酬、通勤手当等とし、非常勤の役員については報酬とする。

(報酬の支給)

第3条 役員が報酬の振込を申し出た場合は、その方法によって支払うことができる。

(報酬の支給日)

第4条 報酬の支給は、その月の月額を翌月 15 日に支給する。ただし、支給指定日が休日もしくは金融機関の休日に当たる場合は、繰り下げて支給する。

(報酬)

第5条 常勤役員の報酬月額を、次のとおりとする。

理事長 50 万円以内

理事 40 万円以内

2. 非常勤役員の報酬月額は、次のとおりとする。

理事 30 万円以内

3. 非常勤役員の報酬日額は、次のとおりとする。

理事・監事 2 万円

4. 評議員は無報酬とする。

(通勤手当)

第6条 通勤手当は、一般職の職員の給与規程に基づく通勤手当に準じて支給する。

(月の中途で就任又は退職した場合の給与)

第7条 月の初日以外の日において新たに就任した常勤役員の就任当月分の給与及び月の末日以外の日において退職した常勤役員に退職当月分の給与を支給する場合は、その月の現日数から勤務を要しない日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により計算した金額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを 1 円に切り上げるものとする。

附則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

平成29年4月1日変更